

学校防災教育 Q & A

Q1 学校における防災教育の位置づけはどのようになっているのですか。

防災教育は学校安全の三領域の一つである「災害安全」に位置付けられ、様々な災害の危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることをねらいとしています。また、学習指導要領総則、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の内容にも示されています。

Q2 学校における危機管理として、「学校安全計画」や「安全管理マニュアル」を作成していますが、その関係法規は何ですか。

平成 21 年 4 月に施行された学校保健安全法に示されています。「学校安全計画」の策定は第 27 条に、また、「安全管理マニュアル」は第 29 条に規定されている「危険等発生時対処要領」と同義です。日頃から、マニュアルに基づいた訓練が行われ、適切に対処できるようにしておくことが学校の役割です。

Q3 「安全管理マニュアル」を見直す場合、どのようなことに留意すればよいですか。

「安全管理マニュアル」は、毎年、計画・実践・評価・改善のサイクルに沿った見直しが必要です。また、事前、発生時、事後の三段階で危機管理の内容を示すことが大切です。

Q4 災害避難時に必要な携行品はどんなものがありますか。

携帯ラジオ・テレビ、乾電池、懐中電灯、ロープ、ハンドマイク、ホイッスル、防寒具、飲料水、軍手、携帯救急セット、児童生徒名簿等々、日頃から準備しておくことが大切です。

Q5 地震が起きたときのために、学校施設管理としてやるべき備えはどんなことですか。

靴箱・ロッカー等の転倒防止・固定、ガラスの飛散防止、避難経路に妨げとなる物の移動や安全確保、重量物を高所へ置かない習慣、消火や避難器具の準備等々、地震が発生したときにその被害を極力少なくし、児童生徒が速やかに避難できる環境を整えておくことが大切です。

Q6 防災教育の授業や研修の参考となる資料等にはどのようなものがありますか。

- ・「災害から命を守るために」CD 小学生(平成 20 年 3 月文科省)、中学生 DVD(平成 21 年 3 月文科省)、高校生 DVD(平成 22 年 3 月文科省)
- ・「津波からにげる」(平成 23 年 3 月気象庁)
- ・「児童生徒を事件・事故災害から守るためにできること」DVD 小学生(平成 21 年 3 月文科省)DVD 中・高校生(平成 22 年 3 月文科省)

的確な避難行動を起こすためには、正確な情報が必要です。

インターネットでの防災情報の入手方法として、長崎県危機管理課の「長崎県総合防災ポータル」や、土木部河川砂防課の情報システム「ナックス(NAKSS)」等があります。

お問い合わせ先

長崎県教育庁義務教育課児童生徒支援室

095-894-3339

長崎県教育委員会ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/edu/>